

川根本町ならではの取り組み
—豊かな自然を守るうごき・育むうごき—

●F S C 森林認証を取得
～森林管理グループF-net大井川が始動～

環境や社会と調和した森林づくりを推進するために、川根本町では世界で最も広く展開しているF S C森林認証を取得しました。全国24番目、静岡県では初の認証取得です。適正な森林管理、環境に配慮した森林育成の実現のため、F S Cの10の原則に基づいた林業経営を行っていきます。



●中川根南部小学校
～お茶ガラで育てよう 緑のカーテン～

中川根南部小学校では、新たな試みとして今年度から緑のカーテンづくりをスタートしました。全校児童で校舎の周りにプランターを並べ、ゴーヤの苗を丁寧に植えていきました。スクスクと伸びる姿を想像しながら、子どもたちは今日も緑のカーテンの世話に励んでいます。



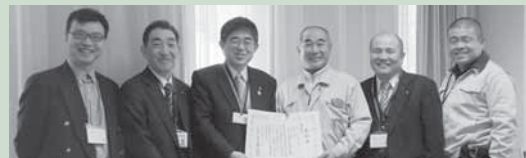
●町女性の会で初の試み
～緑のカーテン設置を会員に呼びかけ～

川根本町女性の会では、今夏、アサガオによる緑のカーテンを会員のお宅で実施してもらうよう、5月7日に中部電力(株)大井川電力センターを訪問し、アサガオの種をもらい受けました。女性の会の会員数は約800人。このアサガオの種を全会員に配布して、町内で多くの緑のカーテンが見られるよう呼びかけていきます。川根本町から地球温暖化防止活動を実践していきたいと意気込んでいます。



●エコミュー奥大井の活動
～地域レベルから温暖化防止を進めよう～

緑のカーテンをはじめとして、地域でできることを地域ぐるみで実践し、地球温暖化防止のメッセージを全国に向けて発信しよう、と、昨年、エコミュー奥大井(川根本町地球温暖化対策地域協議会)が誕生しました。大井川鐵道千頭駅前でのアサガオのアーチトンネルの製作や、打ち水作戦、秋には小学生を対象としたアサガオの種取りなど、様々な活動を通して温暖化防止の啓発を行っています。



●平成18年度(基準年度)の温室効果ガス総排出量

項目	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
本庁	513,329	27.05%
総合支所	800,121	42.16%
教育委員会	584,462	30.79%
排出量計	1,897,912	100%



●平成24年度の温室効果ガス総排出量の削減目標

項目	基準年(H18) (kg-CO ₂)	平成24年度目標値 (kg-CO ₂)	削減率 (%)	削減量 (kg-CO ₂)
本庁	513,329	467,129	9%	46,200
総合支所	800,121	728,110	9%	72,011
教育委員会	584,462	531,860	9%	52,602
排出量計	1,897,912	1,727,100	9%	170,812

対象施設(順不同): 本庁舎、山村開発センター、健康増進施設、農林業センター(研修センター含む)、水道施設、町営住宅、町立保育園、生活改善センター、焼却場、火葬場、総合支所、いやしの里診療所、環境美化センター、町営温泉施設、町営観光施設、屋外緑地広場、町営学校施設および関連施設、学校給食センター、町営グラウンド、町営サッカー場、文化会館、資料館やまびこ、生涯スポーツ広場、本川根B&G海洋センター ほか町所有施設・町所有公用車など

●広げよう緑のカーテン事業
～町内11団体が取り組みスタート～

今年度、本庁企画環境課では、緑のカーテンの普及を図るため、必要な資材・種などを、自治会や学校などに配布しました。地球温暖化防止活動のより一層の推進と、全町的な意識向上も図られるのではと期待されています。

今年度、本事業には計11団体(自治会、学校など)から申し込みがあり、各団体に対して、6月11日に資材の配布を行いました。配布資材: プランター・ネット・培養土・アサガオの種

※アサガオの種は本庁・総合支所の窓口においてありますのでご自由にお持ち帰りください。



5年後の目標は「6%」の削減
平成24年度における温室効果ガス総排出量は、平成18年度と比べて「9%」削減を目標とし、1,727,100kg-CO₂と設定しました。今後、本庁舎・総合支所・文化会館をはじめとして、すべての町の事務・事業において、温室効果ガス排出の削減に努めていきます。

全体の65.9%を占めています。続いて、LPG(17.2%)、軽油(5.9%)、ガソリン(5.6%)の順となっています。

●地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の概略

都道府県および市町村は京都議定書の目標達成のため、当該都道府県・市町村における事務・事業について、温室効果ガスの排出量および削減目標を定めた計画を策定しなければならないという法律。毎年1回公表の義務がある。

旧町単位での計画を継承
地球温暖化対策実行計画については、旧町(本川根・中川根)単位でも策定されていました。旧町町における実行計画の達成度をみてみると、計画期間が満了していないなどの事情もありますが、平成18年度における

旧町単位での計画を継承

この計画は、京都議定書の採択により1999年に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第21条第1項の規定(上欄参照)に基づいたもので、「水と森の番人が創る癒しの里」を理想像として、自然との共生・環境保護を促進するため、町の事務・事業から排出される温室効果ガス、特にCO₂の排出量を削減し、環境に配慮した取り組みの推進を図ります。また、町民の皆さんや町内事業者の皆さんが温室効果ガス排出抑制に關して行う活動を促すことも目的としています。この計画は、すべての都道府県・市町村に策定する義務があります。

実行計画策定の経緯

川根本町は、平成19年度、地球温暖化対策実行計画を策定しました。

第4章 | 1

動き出した川根本町の温暖化対策

温暖化対策実行計画を策定
二酸化炭素排出量9%の削減を目指す

町は平成19年度、「川根本町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。温室効果が最も高いとされる二酸化炭素の排出について、9%削減という具体的な目標数値を定め、町が行う事務・事業から排出される二酸化炭素を削減し、環境にやさしいまちづくりを進めていきます。20ページで紹介する環境マネジメントシステム・エコアクション21認証取得にもつながる流れです。

計画における2本の柱
達成度は、旧町を平均すると約5.7%の削減率となっています。

計画における2本の柱

●温室効果ガス排出の抑制

町の事務・事業について温室効果ガス排出の抑制を図ります。

●取り組みの公表

町の取り組みを公表することで、町民の皆さんや町内事業者の活動を促します。

計画期間

平成20年度から平成24年度まで

計画の範囲

役場庁舎関係のほか、水道事業、学校関係、保育園など、町行政が行うすべての事務事業が範囲です。ただし、他者に委託などして行う事務事業(指定管理者制度含む)、請負などにより事業を実施している場合は原則的に対象外としています。

削減対象となる温室効果ガス

での5年間で実行します。温室効果ガス排出量を算定する基準年度は平成18年度とします。

温室効果ガス排出量の現状

平成18年度(基準年度)における温室効果ガス総排出量は、1,897,912kg-CO₂です。構成割合を排出量の多い順にみると、電気が一番高く、